平成２７年（フ）第１６７号
北海道旭川市宮下通１丁目306番地の１　シルバーハイツ402
債務者　佐橋　次雄
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６９号
北海道旭川市神楽５条５丁目１番12号　神楽コーポしまざきＢ２
債務者　河合レイ子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７０号
北海道旭川市神楽５条５丁目１番12号　神楽コーポしまざきＢ２
債務者　河合　晃一
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５６８号
東京都武蔵野市境２丁目20番９号高橋荘２
債務者　武田　純哉
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１９号
長崎県南島原市北有馬町乙210番地
債務者　横田　幸枝
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
栃木県佐野市堀米町1720番地　ファミール坂田202、前住所栃木県佐野市吉水駅前１丁目24番地３
債務者　藤田貴美江
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第２８５号
岡山市中区四御神298番地レオパレス竜之口201号室
債務者　主藤　和正
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２号
長崎県西海市崎戸町蠣浦郷1373番地１　内鍬田団地Ａ棟504号
債務者　富森　晴桂
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１１３０号
神奈川県大和市中央７丁目６番４号
債務者　高橋　裕枝
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０５６号
横浜市瀬谷区南台１丁目３番地１　南台ハイツＡ１棟304号
債務者　大和田貴仁
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８３号
静岡県袋井市東同笠460番地の２　Ｃ201号室、前住所静岡県袋井市浅羽173番地の１　万葉ガーデン106号室
債務者　山川　正樹
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第７８９号
福岡市中央区薬院２丁目４番15―1102号、開始決定時の住所福岡市中央区薬院２丁目４番15―903号
破産者　井上　淑徳
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１００１号
千葉県船橋市海神１―12―11レオパレスＳＮＯＷ106、住民票上の住所福岡市南区長丘３丁目４番１号
破産者　鮫島　一樹
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２１３号
静岡県駿東郡清水町伏見600番地の９　フィールドコートステラ303
破産者　渡邉　一弘
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
沖縄県那覇市古島２丁目２番地14
破産者　平良　　勉
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部